

盛岡広域振興局長告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者が指定一般相談支援事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年4月7日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	廃止年月日
0330100025	地域生活支援センター 滝沢	滝沢市鶉飼細谷地29番 地37	社会福祉法人みやま会	平成29年3月31日